取締役会非設置

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、〇〇〇〇株式会社と称し、英文では〇〇〇〇〇と表記する。

(※英文併記も可)

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. ○○○○に関する業務
- 2. ○○○○に関する業務

•

- 10. 生命保険および損害保険の代理店業務
- 11. 不動産賃貸業
- 12. 経営コンサルティング業務

<u>(※類似称号規制がなくなったため、事業目的を自由に追加することができる。 $10\sim12$ (特に11 不動産賃貸業)の目的については、雑収入でなく売り上げにしたいため、できる限り入れておくのが望ましい。</u>)

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇ビルに置く。 (※「~〇〇区に置く」までとしてもよい。任意で表示を選択可能。)

(機関構成)

第4条 当会社は、取締役、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(※現行株式会社は整備法により取締役会+監査役という機関構成にされてしまうため、本条を設けることにより取締役会、監査役会非設置会社とする。)

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

×第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

(※本条の記載がない時は、官報になる。電子公告の場合、ホームページのURLが登記事項になることと、決算ごとに詳細な貸借対照表を載せていく必要があるため、手間がかかることに注意。また電子公告規制により、認証機関に公告を出したという証明をしてもらう必要があり、その費用もかかる。)

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、○○○株とする。

<u>(※非公開会社の場合、4倍制限がなくなったため、発行可能株式総数はい</u> くつでもいい)

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

<u>(※不発行が原則だが、既存の会社は発行する旨の定めがあるとみなされる</u>ため、この文言を入れ、登記抹消する必要がある。)

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を要する。 (※譲渡制限の承認決定機関は原則「株主総会」だが、定款で決定機関を代 表取締役と定めることも認められる。代表取締役の権限強化が可能。)

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(基準日)

- 第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
 - ② 前項のほか、株主として権利を行使することができる者を確定するため 必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定める ことができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告する ものとする。

(株主の住所等の届出等)

- 第11条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、 当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社 に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とす る。
 - ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(募集株式の発行)

- 第12条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。
 - ② 前項の規定に関わらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

③ 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社 法第202条1項各号に上げる事項は、取締役の決議により定める。

(※決定機関は原則「株主総会」だが、定款に「取締役が定める」旨の記載がある場合には取締役が決定できる。なお、公開会社の場合は取締役会。 ちなみに整備法よりあるものとみなされる。)

(相続人等に対する売り渡しの請求)

第13条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(※今回の改正により新設される項目。相続により相続人に引き継がれる株式を会社が購入することができる規定。ただし、債務超過の場合には行えない。)

第3章 株主総会

(招集)

- 第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
 - ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
 - ③ 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。
 - (※取締役会がない場合、通知の方法は口頭でもいい。また、通知日は任意の ため「会日の前日まで」も可能。)

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員 の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第16条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。ただし、 議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地 において開催することができる。

(※全員の同意があれば、外国でも可能。)

(議 長)

第17条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(※特別決議は、定款で定めることにより、出席株主数→1/3以上に、 議決権→2/3以上に設定可能。)

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(※1人以上の任意。なお、取締役一人でも「代表取締役」として登記される。)

(資格)

第23条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権 の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

- 第24条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
 - ③ 取締役の解任は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって行う。
 - (※選任決議は、定款で定めることにより、出席株主数→1/3以上に、 議決権→過半数以上に設定可能。)

(取締役の解任)

- 第25条 取締役の解任決議は、決議権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その決議権の過半数をもって行う。
 - (<u>※解任決議は、定款で定めることにより、出席株主数→1/3以上に、</u> 議決権→過半数以上に設定可能。)

(取締役の任期)

- 第26条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - (※法施行時に在任中であれば、最終就任年月日から起算可能。任期は $1 \sim 10$ 年の間で任意に設定可。)
 - ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された 取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
 - (<u>※解任したときの損害賠償額は残った任期となるので、10年にすると多額</u>になってしまう。)

(代表取締役及び役付取締役)

- 第27条 当会社に取締役が2名以上いるときは代表取締役1名をおき、株主総会の決議により選定する。
 - ②必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
 - ③代表取締役は社長とする。

(業務執行)

- 第28条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、 定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。
 - ② 社長に事故があるときは、他の取締役が社長の業務を代行する。

(報酬等)

- 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
- (取締役の責任免除) <u>※本定款上では監査役がいないため、採用できないです</u> が参考として記載します。
- 第30条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役(当該責任を負う取締役を除く)の過半数の同意によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - (※取締役2人以上+監査役(業務監査権あり)がいる会社のみ可能。)

第5章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年〇〇月〇〇日から翌年〇〇月〇〇日までとする。

(中間配当)

第32条 当会社は、株主総会の決議により、毎年〇〇月〇〇日における最終の株主名簿に記載された株主に対して中間配当を行なうことができる。

(剰余金の配当及び除斥期間)

- 第33条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主に対して行う。
 - ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(取締役会廃止後の最初の役員)

- 第34条 当会社の取締役会廃止後の最初の代表取締役は○○○○が引き続き行い、取締役△△△は、代表権の付与を受けないものとする。
 - ② 前項の規定については、第20条第1項の規定の適用はないものとする。

(定款に定めのない事項)

第35条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定 めるところによる。